

上関町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定に基づく、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施について、必要な事項を定めるとともに、町を応援しようとする法人からの寄附金を財源として、上関町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業を実施することにより、地方創生及び持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、地域再生計画における上関町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業をいう。
- （2）寄附対象法人 町の区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人をいう。
- （3）寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

（寄附金の申出）

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出をするときは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書（別記様式第1号）を町長へ提出するものとする。

（支払の要請）

第4条 町長は、前条の規定により寄附対象法人から申出がされた寄附金額のうち、当該申出がされた年度の寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金の支払を当該寄附対象法人へ要請するものとする。

2 町長は、寄附の申出又は收受した寄附金がこの要綱の目的に反する場合は、申出を拒否し、若しくは收受した寄附金を返還することができる。

（寄附金の受領証明）

第5条 町長は、寄附金を收受した場合には、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条の規定により、当該寄附の額及び年月日を証する受領証（別記様式第2号）を寄附対象法人に交付するものとする。

2 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附の受領を行った場合、町長は、事業費が確定した後、寄附対象法人に対して事業費確定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（寄附金の管理）

第6条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附の記録を寄附金台帳（別記様式第4号）若しくは、電磁的記録媒体により保存するものとする。

（公表）

第7条 町長は、前年度の寄附の状況について、次の事項を公表するものとする。この場合において、次に掲げる法人名については、公表することについて当該法人の同意があったものに限る。

- （1）法人名
- （2）寄附の件数
- （3）寄附の合計金額
- （4）その他必要と認める事項

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月6日から実施する。

別記様式第1号（第3条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書

年 月 日

上 関 町 長 様

(住 所)

(法 人 名)

(代表者名)

(法人番号)

貴町で実施される予定である _____ 事業に対し、下記の額を寄附することを申し出ます。

記

1 寄附金額 _____ 円

2 企業名等の公表の可否

- 希望します（法人名と寄附申出額）
- 希望します（法人名のみ）
- 希望しません

3 ご担当者連絡先

所 属：	氏 名：
TEL：	FAX：
メールアドレス：	

別記様式第2号（第5条関係）

受 領 証

年 月 日

様

上関町長

印

地域再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

- 1 事業の名称 _____
- 2 寄附年月日 _____ 年 月 日
- 3 寄附金額 _____ 円

事業費確定通知書

年 月 日

様

上関町長

印

年 月 日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、
年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 事業の名称 _____

2 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費 _____ 円

当該事業に対する寄附の受領額 _____ 円

うち、貴社からの寄附の受領額 _____ 円